

一般ガスプラン

(主契約料金表)

2019年10月1日実施

株式会社ファミリーネット・ジャパン

ガス料金その他の供給条件の内容

一般ガスプラン

1 対象となるお客さま

東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、本ガス需給約款(以下、ガス需給約款)1(対象となるお客さま)および次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、この料金表のガスの需給契約を契約されること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を請求できること。

2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計から「FNJ割」として3%割引した金額といたします。なお、「3.割引制度」に定める「FNJセット割」が適用される場合、基本料金および従量料金の合計から4%割引した金額といたします。ただし、「FNJ割」、「FNJセット割」のいずれも、従量料金は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

(1) 料 金 表 A

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	759.00円
--------	---------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	145.31円
------------	---------

(2) 料 金 表 B

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,056.00円
--------	-----------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	130.46円
------------	---------

(3) 料 金 表 C

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,232.00円
--------	-----------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	128.26円
------------	---------

(4) 料 金 表 D

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,892.00円
--------	-----------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	124.96円
------------	---------

(5) 料 金 表 E

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	6,292.00円
--------	-----------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	116.16円
------------	---------

(6) 料 金 表 F

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	12,452.00円
--------	------------

(ロ) 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	108.46円
------------	---------

3 割引制度

FNJ割引プラン

割引制度	割引率	適用条件
FNJ 割	3%	当社提供サービスの導入の有無に関わらず、一律適用
FNJ セット割	4%	当社が管理組合と以下のいずれかのサービスの契約を締結している物件に入居しているお客さま ・インターネットサービス ・共用部でんき ・高圧一括受電

なお、割引制度の適用開始日は、この主契約料金表にもとづく契約の需給開始の日といたします。

また、割引制度の適用終了日は、この主契約料金表にもとづく契約が解約された日といたします。

4 日割計算

(1) 当社は、ガス需給約款15(ガス料金の算定)(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

イ 1日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

<備考>

- ① 基本料金は、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

ロ 従量料金

従量料金は、2(ガス料金)の規定によります。

(2) 当社は、ガス需給約款15(ガス料金の算定)(2)への規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

イ 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

<備考>

- ① 基本料金は、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表における基本料金

- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
 - ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て
- 従量料金
従量料金は、2(ガス料金)の規定によります。

5 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量	……45メガジュール
	最低熱量	……44メガジュール
圧 力	最高圧力	……2.5キロパスカル
	最低圧力	……1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……47
	最低燃焼速度	……35
	最高ウォツベ指数	……57.8
	最低ウォツベ指数	……52.7

6 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施の期日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施に伴う切り替え措置

当社は、「消費税等に関する経過措置」に基づき、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を8パーセントとし、以下に定める料金表により算定いたします。

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金単価(円/m ³)
A表	0 m ³ から 20 m ³ まで	745.20 円	142.66 円
B表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,036.80 円	128.08 円
C表	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,209.60 円	125.92 円
D表	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,857.60 円	122.68 円
E表	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	6,177.60 円	114.04 円
F表	800 m ³ をこえる場合	12,225.60 円	106.48 円

別 表(原料費調整)

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (57,250\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均原料価格} - 57,250\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4)原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立方メートルにつき 8銭1厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。